

開発事業アドバイザー登録フロー

登録を希望される方

市

登 録 申 請
要綱第12条

提出

審 査
要綱第13条

【必要書類】

- ・ 開発事業アドバイザー登録申請書（第9号様式）
- ・ 開発事業アドバイザー登録者カード（第10号様式）
- ・ 経歴書（第3号様式）
- ・ 資格を証明する書類
- ・ その他市長が必要と認める書類

登 録

承認

不承認

開発事業アドバイザー登録（承認・不承認）決定通知書（第11号様式）
要綱第13条第2項

登 録 者 カ ー ド 等 の 公 開
要綱第13条第3項

有効期間は、登録の日から起算して2年
を経過した日の属する年度の末日まで
要綱第15条第1項

【登録内容の変更手続】 要綱第14条

- ・ 開発事業アドバイザー登録内容等変更届出書（第12号様式）
- ・ その他必要な書類

【更新手続】 要綱第15条第2項

- ・ 開発事業アドバイザー登録更新申請書（第13号様式）
- ・ 開発事業アドバイザー登録者カード（第10号様式）
- ・ 経歴書（第3号様式）
- ・ その他市長が必要と認める書類

を有効期間満了の日の10日前までに市長に申請。